

ツキノワグマの大量出没時における緊急支援に関する基本協定

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県建設業協会（以下「乙」という。）は、秋田県内におけるツキノワグマ（以下「クマ」という。）の大量出没時における緊急支援（以下「支援業務」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内においてクマが大量に出没した場合において、被害対策業務を行う市町村から要請を受けた甲が、乙に対して支援業務の実施を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、前条に規定する支援業務の実施が必要と認めるときは、乙に対してその実施を要請するものとする。
2 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の構成会員に対して支援業務の実施を要請するとともに、乙の構成会員は対応可能な範囲において当該支援業務を実施するものとする。

（支援業務の内容）

第3条 この協定に基づく支援業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。
（1）箱わなの運搬、設置及び回収
（2）駆除したクマの運搬
（3）駆除したクマを埋設するための掘削及び埋設
（4）その他、甲が特に必要と認める業務

（現場の指揮等）

第4条 甲は、支援業務における現場の指揮及び安全管理の統括について、支援を要請した市町村がこれらを速やかにかつ円滑に行うことができるよう、必要な調整及び支援を行うものとする。
2 前項の支援業務の現場における具体的な作業に当たっては、支援業務を実施する乙の構成会員は、当該市町村の鳥獣被害対策実施隊と緊密に連携して行うものとする。
3 甲は、支援業務の実施に当たり、甲、乙の構成会員又は関係市町村が著しい危険の兆候等を認知した場合は、現場の指揮等を統括する市町村が直ちに作業を見合わせ、又は退避するなど安全確保を最優先とするよう、関係市町村との間で共通認識を図るものとする。

（協力会社の従事）

第5条 乙の構成会員は、自社の人員のみで対応が困難な場合は自らが現場の管理責任を負うことを条件として、協力会社の作業員を人員補助として従事させることができるものとする。
2 前項の場合における協力会社の作業員の人数は、原則として当該現場に従事する作業員の総数の2分の1を超えない範囲で行うものとする。

（安全装備の貸与）

第6条 甲は、支援業務を実施する乙の構成会員に対し、業務の実施に必要な防護用具を貸与するものとする。

（守秘義務等）

第7条 支援業務を実施する乙の構成会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、現場の状況や写真等について、個人的にインターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を用いて外部へ発信してはならない。

（支援業務に関する費用の負担）

第8条 第3条に掲げる支援業務の実施に要する費用は甲が負担する。
2 甲は、前項の費用に係る標準的な算定基準を別途定めるものとする。

（作業従事者の災害補償及び保険）

第9条 支援業務の従事者が支援業務に起因して負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡

した場合の補償については、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、前項の補償を確実に実施するため、甲の負担において民間保険会社の上乗せ労災保険の傷害保険に加入するものとする。

（損害の負担）

第10条 支援業務の実施に伴い、乙の構成会員が第三者に損害を与えたとき、又は乙の構成会員の車両若しくは機械等に損害が生じたときは、原則として乙の構成会員の負担においてその賠償又は補償等をするものとする。
2 前項にかかわらず、損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
3 天災等甲及び乙のいずれの責めにも帰さない理由により損害が生じ、乙の構成会員に重大な不利益が生じると認められるときは、甲及び乙がそれぞれ誠意を持って協議する。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は甲においては生活環境部自然保護課長、乙においては専務理事とする。
2 支援業務の円滑な執行を確保するため、甲の地域振興局長（以下「地域振興局長」という。）は、その管轄区域を所管する乙の各支部との連絡調整に当たるものとする。

（支援業務候補者名簿の提出）

第12条 乙の各支部長（以下「支部長」という。）は、当該区域を管轄する地域振興局長に対し、当該支部に所属する構成会員のうち、支援業務に対応可能な者（以下「支援業務候補者」という。）の名簿を提出するものとする。
2 名簿は、必要に応じて当該区域を細分化した区域（市町村等の区域）に分けて提出するものとする。
3 細分化した区域は、地域振興局長と支部長が協議のうえ、決定するものとする。

（実施協定）

第13条 この協定に基づき、地域振興局長と支部長は、実施事項に関し協定を締結するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。
2 前項に規定する期間が満了する日の1月前までに双方のいずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件で更に1年間協定を継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、秋田県及び一般社団法人秋田県建設業協会が署名の上各自1通を保有する。

令和8年8月31日

甲 秋田県知事

鈴木健太

乙 一般社団法人秋田県建設業協会 会長

北林一成